

高千穂町告示第42号

令和5年第2回高千穂町議会定例会を次のとおり招集する

令和5年4月13日

高千穂町長 甲斐 宗之

1 期 日 令和5年6月5日

2 場 所 高千穂町役場議場

○開会日に応招した議員

藤田 利廣議員

田中 義了議員

佐藤さつき議員

板倉 哲男議員

磯貝 助夫議員

本願 和茂議員

中島 早苗議員

馬原 英治議員

坂本 弘明議員

工藤 博志議員

富高健一郎議員

富高 友子議員

佐藤 定信議員

令和5年 第2回 高千穂町議会定例会会議録(第1日)

令和5年6月5日(月曜日)

議事日程(第1号)

令和5年6月5日 午前10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 報告第1号 令和4年度高千穂町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第6 報告第2号 令和4年度高千穂町水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第7 承認第1号 高千穂町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第8 承認第2号 高千穂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第9 承認第3号 令和4年度高千穂町一般会計補正予算(第10号)の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第10 承認第4号 令和5年度高千穂町一般会計補正予算(第1号)の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第11 議案第33号 高千穂町職員の特殊勤務手当に関する条例及び高千穂町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第34号 高千穂町防災会議条例の一部改正について
- 日程第13 議案第35号 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第14 議案第36号 高千穂町高額介護サービス費等支払資金貸付基金条例の廃止について
- 日程第15 議案第37号 令和5年度高千穂町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第16 議案第38号 令和5年度高千穂町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第17 議案第39号 令和5年度高千穂町国民健康保険病院事業会計補正予算(第1号)
- 日程第18 議案第40号 延岡・西臼杵地域成年後見制度利用促進基本計画検討協議会共同設置に係る規約の制定について
- 日程第19 議案第41号 財産の取得について

日程第20 議案第42号 高千穂町教育委員会委員の任命同意について

日程第21 議員派遣調査報告について

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 報告第1号 令和4年度高千穂町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第6 報告第2号 令和4年度高千穂町水道事業会計予算繰越計算書の報告について

日程第7 承認第1号 高千穂町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

日程第8 承認第2号 高千穂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

日程第9 承認第3号 令和4年度高千穂町一般会計補正予算（第10号）の専決処分の承認を求めることについて

日程第10 承認第4号 令和5年度高千穂町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについて

日程第11 議案第33号 高千穂町職員の特殊勤務手当に関する条例及び高千穂町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

日程第12 議案第34号 高千穂町防災会議条例の一部改正について

日程第13 議案第35号 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

日程第14 議案第36号 高千穂町高額介護サービス費等支払資金貸付基金条例の廃止について

日程第15 議案第37号 令和5年度高千穂町一般会計補正予算（第2号）

日程第16 議案第38号 令和5年度高千穂町介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第17 議案第39号 令和5年度高千穂町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）

日程第18 議案第40号 延岡・西臼杵地域成年後見制度利用促進基本計画検討協議会共同設置に係る規約の制定について

日程第19 議案第41号 財産の取得について

日程第20 議案第42号 高千穂町教育委員会委員の任命同意について

日程第21 議員派遣調査報告について

出席議員（13名）

1番 藤田 利廣議員	2番 田中 義了議員
3番 佐藤さつき議員	5番 板倉 哲男議員
6番 磯貝 助夫議員	7番 本願 和茂議員
8番 中島 早苗議員	9番 馬原 英治議員
10番 坂本 弘明議員	11番 工藤 博志議員
12番 富高健一郎議員	13番 富高 友子議員
14番 佐藤 定信議員	

欠席議員（なし）

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 須藤 浩文	書記 興梶 貴
----------	---------

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 甲斐 宗之	副町長 …………… 藤本 昭人
教育長 …………… 戸敷 二郎	総務課長 …………… 有藤 寿満
財政課長 …………… 興梶 貴俊	総合政策課長 …………… 戸高 雄司
税務課長 …………… 谷川 保孝	町民生活課長 …………… 甲斐 利一
企画観光課長 …………… 安在 浩	福祉保険課長 …………… 霜見 勉
農林振興課長 …………… 佐藤 峰史	農地整備課長 …………… 江藤 武憲
建設課長 …………… 甲斐 徹	会計管理者 …………… 伊藤 徳子
病院事務長 …………… 綾 浩樹	
保健福祉総合センター事務長 ……………	興梶 晶彦
上下水道課長補佐 …… 佐伯 竜也	
教育委員会次長兼教育総務課長 ……………	林 謙一
監査委員 …………… 中尾 清美	

午前10時00分開議

○事務局長（須藤 浩文事務局長） 御起立をお願いします。一同、礼。

〔起立・礼〕

○事務局長（須藤 浩文事務局長） 御着席ください。

議長の許可を得ていますので、暑い方は上着をお取りください。

○議長（坂本 弘明議員） ただいまから、令和5年第2回高千穂町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（坂本 弘明議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、議席番号11番、工藤博志議員、議席番号12番、富高健一郎議員を指名します。

日程第2. 会期の決定について

○議長（坂本 弘明議員） 次に、日程第2、会期の決定について議題にします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から6月16日までの12日間にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から6月16日までの12日間と決定しました。

なお、今会期の内訳につきましては、皆様のお手元に配付しています会期予定表のとおり行うこととします。

日程第3. 諸般の報告

○議長（坂本 弘明議員） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、監査、検査結果の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第235条の規定に基づく例月現金出納検査の結果が議長に提出されていますので、その写しの配付をもって報告とします。

続いて、議会運営委員会の閉会中の継続調査の報告を行います。

委員長から委員会調査報告書が議長に提出されていますので、その写しの配付をもって報告とします。

続いて、議員派遣の報告を行います。

会議規則第129条第1項の規定に基づき、皆様のお手元に配付しましたとおり、議長において議員を派遣しましたので報告します。

続いて、請願陳情の処理報告を行います。

本日まで受理しました陳情2件につきましては、文書表のとおり処理することとしましたので報告します。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4. 行政報告

○議長（坂本 弘明議員） 次に、日程第4、行政報告を求めます。

町長、登壇願います。

○町長（甲斐 宗之町長） おはようございます。

本日、令和5年高千穂町議会第2回定例会に、議員の皆様には何かとお忙しい中に御出席をいただき厚く御礼を申し上げます。

先週末には台風2号が九州に最接近し、大雨による災害も懸念したところでしたが、町内では小規模な崩土や倒木が一部であったものの、大きな災害発生はなく安堵したところがございます。2日の早朝には大雨警報が発令され、町として情報連絡本部を立ち上げ、情報収集に当たりましたが、昼過ぎには雨も上がり、午後4時過ぎには警報も解除となりました。

一方で、全国的には、法面崩壊や多くの床上浸水が発生するなど大きな被害が出ております。被災された皆様方に心よりお見舞いを申し上げます。

今後、梅雨の長雨また台風の襲来が心配される時期となりますので、今年の台風14号の経験も踏まえ、災害への備えを万全にしてまいり所存でございます。

町内あちこちで田植えも進むこの時期、幸いに恵みの雨となったわけですが、今年の台風で被災した主要な用水路も一部の仮復旧も含め通水可能となり、作付に間に合わせることでございます。農繁期に事故なく田植え等の農作業が終えられるよう願うところでございます。

さて、新型コロナウイルス感染症については、5月8日から、感染症法上の位置づけが季節性インフルエンザと同等の第5類となり、様々な会合やイベント、お祭り等が再開されるなど日常が戻りつつあります。

一方で、高千穂保健所管内では、県内のほかの管内と比較して、新規感染者数が多い傾向にあり、警戒感を持っているところであります。5月末には高千穂保健所長から、高齢者施設など特に重症化リスクの高い方々が利用する施設等に対し、感染対策等の周知徹底を行う旨依頼があり、町といたしましても対応したところでございます。

今後とも重症化予防につながるワクチン接種の推進、また感染予防に関する啓発に努めてまいります。

それでは、当面する町政の状況について御報告をいたします。

はじめに、新型コロナウイルスワクチン接種についてであります。御承知のとおり、令和3年5月から武道館で実施してまいりました集団接種も昨年12月いっぱい終了し、その後は町立病院等での個別接種で対応しております。

国は、新型コロナウイルス感染症を5月8日から、感染症法上の分類を2類相当から5類区分に改め、マスクの着用やイベントの開催条件などについて規制を緩和しております。しかし、高齢者や基礎疾患のある方が感染すると重症化する恐れがあることは変わっておらず、注意が必要であります。

そうした中、国は、ワクチン接種の特例臨時接種の期間を令和6年3月末まで延長し、5歳以上の全ての人を対象に、令和5年の秋冬に1回接種することが示されております。加えて、重症化リスクの高い65歳以上の高齢者と基礎疾患のある方、医療及び介護従事者等は、5月から8月までに春夏接種を追加で実施する体制づくりを進めるよう通知されております。

また、これまでのような短期間で集中的に実施する集団接種体制から、安定的な制度の下で接種を進めるため、個別医療機関を中心とした個別接種の体制へ移行することが適当であるとも示されております。

これらを踏まえ、本町では、春夏の接種を保健センターでの集団接種と対象者のかかりつけ医である町内の医療機関と調整を図りながら進めておりますが、保健センターでの接種希望者は約2,100人で、5月22日から週2日、1日当たり約100人のペースで接種を開始したところであります。

現在、引き続き、秋冬接種を9月から12月にかけて実施する準備も進めておりますが、高齢者や基礎疾患のある方以外は、接種の勧奨や接種の努力義務規定がなくなることから、より一層個人の判断により、ワクチン接種を含めた感染対策等を考えていただく必要があると感じております。

次に、令和4年に発生しました台風14号災害の発注状況についてであります。建設課所管では、道路62か所、河川53か所、合計115か所、査定決定額17億521万7,000円のうち、これまでに緊急性の高い道路を優先して35か所、2億5,174万6,000円を発注しております。

今後、6月中に道路21か所、河川20か所、2億1,214万6,000円の発注を予定しており、おおよそ66%の箇所を発注することになります。

農地整備課所管では、農地136か所、農業用施設80か所、合計216か所、査定決定額8億6,378万6,000円のうち、これまでに19か所7,909万円を発注し、応急仮工事を含む11か所が完了しており、今年の水稲作付等を行っていただいております。

今後、国の認可を受けながら、農閑期を前にした9月末以降、順次158か所程度の発注を予

定しており、おおよそ80%の箇所を発注することにしております。

農林振興課所管の林道施設では、22か所、査定決定額1億5,643万2,000円のうち、これまでに19か所、8,065万2,000円を発注し、86%の箇所が順調に進捗しており、今後、残りの3か所につきましても条件が整い次第、順次発注を行い、早期復旧に努めてまいります。

次に、観光客の入り込み状況について御報告いたします。

まずは、令和4年の観光統計についてであります。昨年も新型コロナウイルス感染症の影響を受けましたが、観光客の入り込み総数は113万9,100人で、対前年比30万5,200人、36.6%の増となっております。

昨年の新型コロナ第6波では県独自の感染拡大緊急警報、第7波、第8波では医療非常事態宣言が発令されましたが、1月から12月までの全ての月でその前年を上回る観光客数であり、特に10月以降は全国旅行支援やジモ・ミヤ・タビ等のキャンペーンの影響もあり、県内のみならず他県からも多くの観光客においでいただきました。

観光客による消費額は54億1,483万9,000円で対前年比13億1,082万7,000円、31.9%の増、宿泊者数は17万1,500人で対前年比4万2,500人、32.9%の増でありました。外国人観光客の入り込み数は3万8,300人、対前年比2,800人、3.4%の増となっております。

次に、ゴールデンウィークにおける観光客の入り込み状況についてであります。

本町の入り込み客数は、4月29日から5月5日までの7日間で6万1,930人、対前年比1,650人、3.6%の減となりました。これは、期間中の天候や全国旅行支援の割引適用除外期間となったことが影響したのではないかと考えられ、また、ゴールデンウィークが終わってからも多くの観光客が訪れている状況を見ますと、大型連休を避け人流の少ない時期に旅行を楽しみたいという意識が人々の間に浸透しているのではないかと考えております。

現在、高千穂峡を中心に観光客、インバウンドも多く、町内観光も回復傾向にあることを実感しております。ポストコロナ時代に対応しながら観光振興に努めてまいりますので、議員の皆様のお助言、御協力を賜りたいと存じます。

次に、神都高千穂観光大使の委嘱についてであります。本町に愛着を持ち、観光事業の推進に協力的である方に観光大使をお願いしております。4月7日にタレントで女優の剛力彩芽さん、4月17日にバレエダンサーの西島和博さんと、食の6次産業化プロデューサーで経営コンサルタントの奥谷敦子さんに委嘱をさせていただきました。これまでのトランペットの長友誠さん、写真家の五十川満さん、名城大学女子駅伝部監督の米田勝朗さんに続く委嘱となり、現在6名の方々がそれぞれの分野でテレビやSNSなどでの情報発信やイベントへの参画等で、本町の観光

振興に御尽力をいただいております。

今後も、神都高千穂観光大使の皆様のお力もお借りしながら、本町の情報発信などに努めてまいります。

次に、昨年度開講しました高千穂ファーマーズスクールについてであります。農林業を取り巻く状況は非常に厳しく、従事者の高齢化、後継者・担い手の不足には、歯止めがかからない状況であり、持続可能な力強い農林業を実現するためには、新規就農者など担い手の確保が必要であります。2年目となる今年度も4月11日に入講式を開催いたしました。

今年度は、男性2名の研修生に入講していただき、研修作目は、キンカン1名、ランシキウス1名で、今後、独立・自営による農業経営を目指し、就農コーチの圃場での実習、模擬営農及び指定する施設で座学等を行い、2年後の就農を目指していただきます。また、技術面だけでなく、研修中の生活支援や就農準備も関係機関と協力し、バックアップしてまいります。

次に、鳥獣害被害について、令和4年度の実績がまとまりましたので御報告をいたします。

本町の野生鳥獣による農林作物等への被害額は、これまで総合的に実施してまいりました様々な被害対策の成果もあり、平成24年度の2億5,600万円をピークに、令和4年度では787万1,000円にまで減少しております。令和4年度の捕獲頭数の実績は、イノシシ1,545頭、鹿1,751頭、計3,296頭となり、令和3年度と比べ215頭、7%の増となっております。

農作物被害の軽減につながっている効果的な対策は、国の交付金を活用した電気柵や金網柵等の設置による守りと、鳥獣被害対策実施隊員による攻めの捕獲活動であると思われまます。国は当面の目標として、平成25年度を基準とした10年後のイノシシ及び鹿の生息頭数半減の目標を掲げ、捕獲経費の支援をいただいておりますので、今後もさらなる被害軽減に努めてまいります。

次に、令和2年度より県道下野鹿狩戸線の天岩戸橋に並行して、県が工事を行っておりました天岩戸橋側道橋についてであります。4月15日の竣工式典には、永山寛理副知事をはじめ、原口耕治県土整備部長、県関係者のほか、この橋のデザインの検討で御意見をいただいた天岩戸まちづくり協議会の皆さんや地域の方々に御参加をいただき、お祝いできたことは大変うれしく、関係者の皆様に重ねて御礼を申し上げます。

式典当日は、早朝よりあいにくの激しい雨でありましたが、開催直前には奇跡的に雨が上がり、準備をしておりましたセレモニーの全てが滞りなく挙行でき、神話「天岩戸開き」のように、この橋の開通が地域協働による高千穂町全体のまちづくりの明るい材料になることを期待しております。

次に、九州中央自動車道の建設関連についてであります。国土交通省九州中央整備局から、令和5年度当初予算の通知があり、蘇陽五ヶ瀬道路が4億5,500万円、五ヶ瀬高千穂道路が

24億6,900万円、高千穂雲海橋道路が1億円、合計30億2,400万円の配分となっております。

本町の整備状況であります、(仮称)童里トンネルは4月26日に、掘削工事前の地元説明会を延岡河川国道事務所が施工業者とともに実施し、施工方法、地域住民や押方小学校児童の交通安全の確保等について確認を行い、現在、トンネル掘削の準備工事を行っております。

また、工事用道路を兼ねた町道薑谷線道路改良工事の準備が進んでおり、6月から高千穂町による用地取得作業に入り、9月頃をめどに国土交通省による工事発注が計画されております。この工事において盛土材約9万立米が必要となり、トンネル掘削土砂の一部を利用する計画であります。その他の残土処分場としまして、同じく薑谷地区に約23万立米を受入れ可能な土地について、3月に土地の借上げに関する覚書を地権者と取り交わしております。

西臼杵3町におきましては、予算の確保など、さらなる事業推進を図るため、経済団体のほか、医療、福祉、防災の関係団体を会員とした、新しい期成会を5月30日に設立いたしました。今後、この期成会を中心として、これまで以上に積極的な要望活動などを行ってまいりますので、議員の皆様には御理解、御協力を賜りたいと存じます。

最後に、イベントについて御報告をいたします。

4月23日には、林道道元越線、親父山・五ヶ所線をコースとし、ルート10モータークラブ主催のひむかラリーが開催されました。

5月2日には、祖母山山開きの前夜祭、翌3日には、竹田市神原での神事と共に山開きが行われました。4年ぶりに開催された前夜祭では、地元の方の舞踊や和太鼓の演奏、出店もあり、久しぶりににぎわいを感じました。また、私も竹田市神原登山口から祖母山に登りましたが、多くの方が登山を楽しんでおられました。

5月19日には、武道館において4年ぶりの慰霊祭を開催いたしました。議員の皆様方にはお忙しい中、御出席を賜り誠にありがとうございました。戦後78年がたち、遺族会の方々も高齢化が進んでおり、新型コロナに配慮した形での開催といたしましたが、おかげさまで、盛会のうちに開催することができました。

次に、今後開催いたしますイベントであります、8月2日と3日には、高千穂峡におきまして、レッドブル・クリフダイビング高飛び込み世界選手権。8月20日にはサルタフェスタ。9月30日と10月1日には、正調刈干切唄全国大会。2月11日には神話の高千穂建国祭りを予定しております。

今後も、新型コロナウイルスの感染対策を図りながら進めてまいりますので、御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上、行政報告といたします。

○議長（坂本 弘明議員） 以上で、町長の行政報告が終わりました。

日程第5. 報告第1号

日程第6. 報告第2号

日程第7. 承認第1号

日程第8. 承認第2号

日程第9. 承認第3号

日程第10. 承認第4号

日程第11. 議案第33号

日程第12. 議案第34号

日程第13. 議案第35号

日程第14. 議案第36号

日程第15. 議案第37号

日程第16. 議案第38号

日程第17. 議案第39号

日程第18. 議案第40号

日程第19. 議案第41号

日程第20. 議案第42号

○議長（坂本 弘明議員） 次に、日程第5、報告第1号から日程第20、議案第42号までの報告2件、専決処分承認4件、条例議案4件、補正予算3件、その他議案2件、人事案件1件の町長提出報告・承認・議案、合計16件の提案理由の説明を求めます。

最初に、町長の説明を求めます。町長、登壇願います。

○町長（甲斐 宗之町長） それでは、提案理由の説明を申し上げます。

本日提案します議案は、報告2件、承認4件、条例議案4件、補正予算3件、人事案件1件、その他2件の合計16件であります。

初めに、報告第1号令和4年度高千穂町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてですが、第1回定例会で議決をいただいた繰越明許費と補正第10号で専決処分を行いました繰越明許費の補正につきまして、計算書のとおり、令和5年度へその経費を繰り越しましたので、法の定めにより報告するものであります。

次に、報告第2号令和4年度高千穂町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてですが、計算書のとおり、令和5年度へその経費を繰越しましたので、法の定めにより報告するものであります。

次に、承認第1号高千穂町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてであります。今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布されたことに伴うものであり、同日付で専決処分し、4月1日から施行したものであります。

主な改正内容は、森林環境税におきまして、令和6年度から国内に住所を有する個人に対して課税される国税で、町において個人町民税均等割と合わせて1人年額1,000円が課税されます。

軽自動車税におきまして、種別割の区分に新たに電動キックボード等が追加され、ナンバー登録と税額2,000円が課税されることとなります。また、電気自動車等を取得した場合の種別割税額を75%軽減するグリーン化特例の適用期限が、令和7年度まで3年間延長されます。

住民税におきまして、1頭税抜き100万円を超えない肉用牛の売却による事業所得に係る町県民税の所得割を免除する特例の適用期間が、令和9年度まで3年間延長されるなどの改正が主なものでございます。

次に、承認第2号高千穂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてであります。地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和5年3月31日に公布されたことに伴い、同日付で専決処分し、4月1日から施行したものであります。

主な改正内容は、国民健康保険税の課税限度合計額を2万円増額し104万円とするもの及び国民健康保険税の5割、2割軽減の軽減判定基準所得の引き上げを行うものであります。

次に、承認第3号令和4年度高千穂町一般会計補正予算（第10号）の専決処分の承認を求めることについてであります。歳入歳出予算の総額に2,225万7,000円を追加し、歳入歳出の総額を103億7,841万3,000円とするものであります。

内容につきましては、町民税、地方交付税、国県支出金等の歳入額の確定に基づく財源調整及びふるさと応援基金積立金の増、災害関係事業費の減などについて専決処分を行ったものであります。

次に、承認第4号令和5年度高千穂町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについてであります。歳入歳出予算の総額に829万3,000円を追加し、歳入歳出の総額を97億9,929万8,000円とするものであります。内容につきましては、低所得子育て世帯に対し物価高騰緊急対策として、児童1人当たり5万円の特別給付金を支給するものであります。国からは、可能な限り5月末までに支給するよう通知がありましたので、専決処分を行い、5月31日に55世帯へ児童132名分をプッシュ型で支給しております。

次に、議案第33号高千穂町職員の特殊勤務手当に関する条例及び高千穂町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてであります。診療報酬の算定方法の一部を改正する省令が、令和4年9月5日付で告示、同年10月1日より適用され、一定の条件を満

たす医療機関が行う看護職員等の賃金改善に対して、診療報酬が算定されることとなったことに伴い、高千穂町国保病院の医師、薬剤師を除く看護職員等の医療従事者を対象とした手当を支給する規定を設けるものであります。

また、令和5年5月8日に新型コロナウイルスの感染症法の位置づけが5類感染症へ変更されたことに伴い、人事院規則の一部が改正され、防疫作業などの感染症対策業務に係る職員の特殊勤務手当の特例を廃止し、今後、再び同様の手当が必要となった際に、人事院規則の規定を適用できるように、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第34号高千穂町防災会議条例の一部改正についてであります。災害対策基本法の規定に基づき設置しております高千穂町防災会議の委員に、西臼杵広域行政事務組合、消防本部、消防長を追加するものであります。

次に、議案第35号高千穂町こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてであります。こども家庭庁設置法が施行されたことに伴い、子ども・子育て支援法、児童福祉法などの関係法律の一部が改正されましたので、条例の規定を整理するため、関係条例の一部を改正するものであります。

今回の改正では、高千穂町子ども・子育て会議条例ほか4条例において、関係法律を引用する条や項、番号などの改正が主なものであります。

次に、議案第36号高千穂町高額介護サービス費等支払資金貸付基金条例の廃止についてであります。

この支払資金貸付基金は、介護サービス利用者の給付費が償還払いの場合、高額介護サービス費等が支給されるまでの間に資金が必要な方に対して、サービス費相当額の貸付けを行う制度として運用されておりましたが、現在は、保険者が保険給付分を事業者へ直接支払う受領委任払いを行っており、基金の運用がありませんので、条例の廃止を行うものであります。

次に、議案第37号から議案第39号までの補正予算議案3件につきまして御説明いたします。

初めに、議案第37号令和5年度高千穂町一般会計補正予算（第2号）についてであります。歳入歳出予算の総額に3億875万4,000円を追加し、歳入歳出の総額を101億805万2,000円とするものであります。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金充当事業1億7,656万2,000円をはじめ、新型コロナワクチン接種体制確保事業、地方創生道整備交付金事業、社会資本整備総合交付金事業、デジタル田園都市国家構想推進交付金事業等の増及び人事異動に伴う人件費の減に関するものが主なものであります。

次に、議案第38号介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、人事異動等に伴う人件費の減。

議案第39号病院事業会計補正予算（第1号）につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の医業外収益への繰入れによるものであります。

次に、議案第40号延岡・西臼杵地域成年後見制度利用促進基本計画検討協議会共同設置に係る規約の制定についてであります。成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項の規定により、成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的・計画的な促進を図るため、延岡市と西臼杵3町で中核機関を設置し、令和4年3月1日共同で基本計画を策定しております。

今回の規約制定は、共同策定した基本計画について、関係市町からの取組状況の報告や取組の評価・助言を行い、必要に応じて追加・修正を行うため、延岡・西臼杵地域成年後見制度利用促進基本計画検討協議会を共同設置するため、法の定めに基づき議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第41号財産の取得についてであります。本件は、令和5年5月2日に売買の仮契約を行っております消防用水槽車の購入に伴うものであります。水槽容量が1,500リットルのこの車両は、仮契約の取得金額が1,826万円であります。法の定めに基づき議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第42号高千穂町教育委員会委員の任命同意についてであります。これまで教育委員会委員として御尽力をいただいております吉村順正氏より、体調不良を理由に令和5年6月4日付で辞表が提出されました。

後任に、現在、上野小・中学校のPTA会長を務めておられます安在直氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。任期は、残任期間の令和5年6月5日から令和7年6月13日までの約2年間であり、経歴等につきましては記載のとおりであります。

吉村順正氏には、平成13年6月から6期22年間の長きにわたり、委員を務めていただき、本町教育行政の発展に御尽力を賜りました。吉村順正氏に対し、心より敬意を表し感謝を申し上げますとともに、一日も早く全快されることをお祈り申し上げます。

以上、提案理由であります。

詳細につきましては、報告2件及び人事案件を除き、それぞれ担当課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 以上で、町長の説明が終わりました。

これから関係課長の説明を求めます。

初めに、承認第1号について、税務課長。

○税務課長（谷川 保孝課長） 税務課提出の承認第1号につきまして御説明いたします。

承認第1号高千穂町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、議案集の2、承認の3ページから12ページになります。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布されたことに伴うものであり、税条例につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年3月31日付で専決処分し、4月1日から施行したものであります。

このたびの改正で、本町に関する主な3点につきまして御説明いたします。

1点目は、森林環境税の導入に伴う町民税の規定の改正につきまして、森林環境税とは、我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、令和6年度から国内に住所を有する個人に対して課税される国税であります。町において、個人町民税均等割と合わせて1人年額1,000円が課税されるもので、課税に伴い町民税の賦課や徴収などに関する規定を改正するものでございます。

2点目に、軽自動車税につきまして、種別割のミニカー区分から電動キックボード等の特定小型原動機付自転車を除外し、特定小型原付を総排気量0.05リットル以下または定格出力が0.6キロワット以下の区分に加え、ナンバー登録と年税額2,000円を課税する規定を改正することになります。

また、電気自動車等を取得する場合において、翌年度の種別ありの税率が75%軽減されるグリーン化特例について、適用期間を3年間延長し、令和7年度まで延長する改正。

次に、環境性能割について、新型コロナウイルス感染症等の背景とした半導体不足等の状況に踏まえ、現行の税率区分を令和5年12月末まで据え置き、2035年までに電気自動車の新車販売台数100%を目指し、電気自動車の普及促進を図る観点から、各税率区分における燃費基準達成度を3年間で段階的に引き上げる改正、自動車メーカーの燃費・廃ガス・不正行為への対応として、不正により生じた種別割及び環境性能割の納付不足額に係る納税義務を、不正を行ったメーカーに負わせる特例規定について、再発抑止策を強化するため、メーカーを納税義務者とみなして、納税不足額を徴収する際に加算する割合を10%から35%に引き上げる規定を改正するものです。

3点目に、町民税につきまして、肉用牛の売却による事業取得に係る町民税の課税の特例について、1頭税抜き100万円を超えない肉用牛を売却した際の事業取得に係る町民税の取得割を免除する特例の期間を、令和6年度から令和9年度までに延長する改正。その他、給与所得者の扶養親族等申告書の簡素化、有料住宅等の造成等に係る土地長期所得の特例、新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例など、町民税の控除に関する規定を改正するものでございます。

以上の改正につきまして、地方自治法第179条第3項の規定に基づき、議会の承認を求める

ものでございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（坂本 弘明議員） 続いて、承認第2号、議案第35号について、福祉保険課長。

○福祉保険課長（霜見 勉課長） 福祉保険課所管の条例改正の承認1件、議案1件につきまして御説明いたします。

初めに、議案集2、承認の13ページを御覧ください。

承認第2号高千穂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。

この専決処分は、地方税法施行令等の一部を改正する政令が、令和5年3月31日に公布されたことにより、同日付で専決処分を行い、4月1日から施行するものであります。持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律により、昨年、社会保障審議会、医療保険部会で検討され、高齢化などで医療費が増大する中で、限度額を据え置き、税率のみで対応すると、高所得層の負担は変わらず、中間所得層の負担が増えてしまうため、高所得層と中間所得層の負担バランスを考慮して、課税限度額の引上げを行うものであります。

また、あわせて、昨今の経済動向等を踏まえ、国民健康保険税の5割軽減、2割軽減の対象となる軽減判定基準所得を見直し、引上げを行うものであります。

16ページを御覧ください。

今回の改正では、条例第2条第3項及び第22条第1項で、後期高齢者支援金等の課税限度額を20万円から2万円増額し22万円とし、これにより課税限度額の合計額は102万円から104万円となります。

また、第22条第1項第2号で、5割軽減の判定基準所得の算定において、被保険者数に乗ずる額を28万5,000円から29万円にし、第3号で、2割軽減の判定所得の算定において、被保険者数に乗ずる額を52万円から53万5,000円に引き上げるものであります。そのほか、第22条の2は、本条例改正に伴う規定の整備、第25条の2及び附則の改正につきましては、対応する条例の参考例、法令の規定の書きぶりに合わせる改正であります。この改正は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度以降の年度分に適用されるものであります。

次に、議案集3、条例の9ページを御覧ください。

議案第35号子ども家庭庁設置の施行に伴う関係法令の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について御説明いたします。

子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行により、子ども・子育て支援法、児童福祉法などの一部が改正されたことに伴い、高千穂町子ども・子育て会議条例ほか、4条例について規定を整備するため、関係条例の一部を改正するものであります。

10ページ、11ページを御覧ください。

第1条高千穂町子ども・子育て会議条例、第2条高千穂町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、第4条高千穂町小学校修学前の子どもに係る保育必要量の認定基準を定める条例及び第5条高千穂町保育所条例の一部改正については、子ども・子育て支援法の一部改正により、引用する条項などの変更による改正であります。

第3条高千穂町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、児童福祉法の所管が厚生労働省から内閣府へ変わったため、第25条中、厚生労働大臣を内閣総理大臣へ改めるものであります。これらの改正は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用するものであります。

以上、福祉保険課所管の承認1件、議案1件につきまして、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（坂本 弘明議員） 続いて、承認第3号、第4号、議案第37号について、財政課長。

○財政課長（興梠 貴俊課長） それでは、財政課所管の承認第3号、承認第4号、議案第37号について御説明申し上げます。

初めに、承認第3号令和4年度高千穂町一般会計補正予算（第10号）の専決処分の承認を求めることについてでございます。

議案集2、承認の19ページをお開きください。

専決処分の理由につきましては、先ほど町長から説明がありましたので、予算内容について御説明いたします。

今回の専決処分は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,225万7,000円を追加しまして、歳入歳出予算の総額を103億7,841万3,000円としたものでございます。また、第2条で繰越明許費の補正を、第3条で地方債の補正を行いました。

20ページを御覧ください。

まず、歳入ですが、収入額の確定及び見込みによる増減が主なものです。

町税1,660万5,000円の増、地方譲与税3,419万3,000円の増、利子割交付金25万9,000円の減、配当割交付金121万9,000円の増、株式等譲渡所得割交付金111万7,000円の増、法人事業税交付金1,374万8,000円の増、地方消費税交付金8,014万1,000円の増、環境性能割交付金100万3,000円の増。

次に、地方交付税は、特別交付税1億9,051万3,000円の増です。

地方交付税総額は41億7,676万8,000円で、前年度比2.5%、1億52万8,000円の増となりました。交通安全対策特別交付金10万2,000円の増、分担金及び負担金92万2,000円の減は、農業費分担金の増及び児童保護費負担金の減が主なものです。

使用料及び手数料124万7,000円の減は、観光施設使用料の増及び町営住宅使用料の減

が主なものです。

21ページを御覧ください。

国庫支出金3,260万円の増は、児童福祉費負担金、公共土木施設災害復旧負担金の増及び地方創生交付金の減が主なものです。

県支出金80万6,000円の減は、児童福祉費県負担金及び補助金の減、農林水産業費県補助金の減、商工費補助金及び農林水産業施設災害復旧費補助金の増等が主なものです。

次に、財産収入380万2,000円の増は、物品売払い収入の増が主なものです。寄附金296万9,000円の増は、一般寄附金分です。

繰入金8,169万3,000円の減は、財政調整基金繰入金1億13万4,000円の減及び公共施設等整備基金繰入金1,900万円の減、ふるさと応援基金繰入金3,800万円の増等によるものです。

諸収入371万7,000円の増は、高齢者の保険事業と介護予防の一体的実施に関する事業、受託収入の減及び風倒木処理に伴う雑入の増等が主なものです。

町債2億7,454万5,000円の減は、主に災害復旧事業の事業費の確定及び補助率増等に伴う財源組替えによる減です。

次に、歳出ですが、議案集の22ページを御覧ください。

総務費5,675万8,000円の増は、ふるさと応援基金積立金です。農林水産業費2,520万円の減は、災害関連事業費の確定による減です。土木費930万1,000円の減も、災害関連による事業費の減です。29ページ以降に、事項別明細書を添付しておりますので御参照ください。

また、25ページに繰越明許費補正を、27ページに地方債補正を添付しております。いずれも額の確定によるものです。

以上で、承認第3号の説明を終わります。

次に、承認第4号令和5年度一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについてです。

67ページをお開きください。

今回の専決処分は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ829万3,000円を追加しまして、歳入歳出予算の総額を97億9,929万8,000円としたものでございます。

68、69ページを御覧ください。

歳入は、国庫支出金829万3,000円、歳出は、民生費の829万3,000円で、こども家庭庁事業であります新型コロナウイルス感染症セーフティーネット強化交付金事業により、食費等の物価高騰に直面し、特に影響を受ける低所得の子育て世帯に対し、全国一律の児童1人当

たり5万円の特別給付金を支給し、実情を踏まえた生活支援を行うものであります。5月中のプッシュ型支給の要請により、対象世帯のうち55世帯132名の児童分の支給を完了しております。71ページ以降に、事項別明細書を添付しておりますので御参照ください。

次に、議案第37号令和5年度高千穂町一般会計補正予算（第2号）について説明いたします。議案集4、補正予算の5ページをお開きください。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億875万4,000円を追加し、歳入歳出の総額を101億805万2,000円とするものであります。また、第2条で地方債の補正を挙げております。

それでは、6ページを御覧ください。

まず、歳入予算ですが、国庫出資金1億6,245万1,000円の増は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億716万9,000円、地方創生道整備交付金1,425万円、新型コロナワクチン接種対策費国庫負担金2,016万5,000円等です。

県支出金3,491万2,000円の増は、県・市町村連携プレミアム付き商品券等発行事業費補助金1,602万5,000円、物価高騰等対策プレミアム付き商品券等発行事業補助金1,591万8,000円、稼ぐ観光地域づくり推進強化市業費補助金200万円等です。

繰入金1億39万1,000円の増は、財政調整基金繰入金です。

町債1,100万円の増は、光ケーブルテレビ事業の電源装置改修費の起債となっております。

次に、歳出予算です。

7ページを御覧ください。

今回の補正は、令和5年度人事異動に伴う人件費補正及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業、新型コロナワクチン接種事業、その他、国庫補助事業等の増が主なものとなっております。

最初に、議会費87万6,000円の減は、人件費となっております。

総務費990万7,000円の増は、光ケーブル電源装置改修費1,197万3,000円、サルトフェスタ補助金100万円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金償還金139万7,000円、戸籍住民基本台帳費224万円の増等です。

民生費は4,571万1,000円の増で、価格高騰緊急支援給付金5,100万円、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援事業818万9,000円、ときわ園衣類乾燥機更新費119万2,000円等です。

衛生費3,112万6,000円の増は、新型コロナワクチン接種体制確保事業2,919万6,000円、病院事業会計への新型コロナ対応分の繰出金237万円等です。

農林水産業費4,473万9,000円の増は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交

付金事業として、農畜産物消費拡大支援事業863万6,000円、飼料価格高騰緊急対策事業840万円、肥料価格高騰対策支援事業108万4,000円、農業水利施設電気料金高騰対策緊急支援事業175万9,000円等となっています。

商工費9,995万8,000円の増は、支え合おう高千穂商品券事業6,107万9,000円、商工業組織強化対策プレミアム商品券発行補助事業3,205万円、デジタル田園都市国家構想推進交付金事業宿泊予約サイト体験型旅行商品予約サイト連携事業補助金451万円、四季見原キャンプ場バレルサウナ設置委託料変更分200万円、イベント事業費100万円等となっています。

土木費7,426万4,000円の増は、社会資本整備総合交付金事業及び地方創生道整備交付金事業の内示に伴う増、向山、秋元地区の災害に関する地質調査委託料等の増です。

非常備消防費18万円の減は、人件費。教育費410万5,000円の増は、コロナウイルス感染予防に関する学校保健衛生費等となっています。

9ページの地方債補正は、緊急防災・減災事業債を1,100万円増額するものです。

11ページ以降に、歳入歳出予算の事項別明細書を添付しております。

また、議案集6、参考資料に新型コロナウイルス感染症対応臨時交付金充当事業及びその他の補助事業等の内訳を添付しておりますので御参照ください。

以上で、財政課所管議案の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（坂本 弘明議員） 続いて、議案第33号、第34号、第41号について、総務課長。

○総務課長（有藤 寿満課長） 総務課所管の議案3件につきまして御説明いたします。

初めに、3の条例議案集の3ページを御覧ください。

議案第33号高千穂町職員の特殊勤務手当に関する条例及び高千穂町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてであります。診療報酬の算定方法の一部を改正する条例が令和4年10月1日より適用され、1年間の緊急搬送実績が200件以上であるなど、一定の条件を満たす医療機関に勤務する看護職員等の収入を3%程度引き上げるための処遇改善の仕組みが創設されました。この診療報酬算定方法の改正により、高千穂町国民健康保険病院の医師、薬剤師を除く看護師、看護助手、理学療法士など、医療職給料表をもとに給与を支給しております医療従事者及び会計年度任用職員の医療従事者を対象とした、看護業務等臨時特別手当を支給する規定を設けるものであります。

議案集4ページ、上から4行目の第1条が、高千穂町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正で、中ほどの第2条が、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてであり、この第1条と第2条は、項の番号は違いますが、改正の内容は同じであります。第1条で説明いたしますが、附則第5項において、この規定による特殊勤務手当の額は、勤務1か

月につき1万2,000円の範囲内で、町長が別に定める額としております。

次に、議案集の5ページ、第3条が高千穂町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正であり、改正内容につきましては、新型コロナウイルス感染症が令和5年5月8日に感染症法第6条の位置づけが5類へ変更されたことに伴い、同日、人事院規則の一部が改正され、新型コロナウイルス感染症の対策業務に係る防疫作業などの特殊勤務手当の特例を廃止し、今後、新型コロナウイルスの変異株が新型インフルエンザ等に該当することになり、再び同様の手当が必要になった際、改正後の人事院規則の規定が適用されるよう、所要の改正を行うものであります。

第3条附則第3項において、改正前が作業に従事した日1日につき3,000円であったところを、改正後は1,500円などと定めております。この改正は、公布の日から施行し、第1条及び第2条は4月1日から、第3条は5月8日から適用するものであります。

次に、条例議案集7ページを御覧ください。

議案第34号高千穂町防災会議条例の一部改正であります。災害対策基本法の規定に基づき、設置しております高千穂町防災会議の委員に、西臼杵広域行政事務組合、消防本部、消防長を追加するものであります。

これまで、消防長には、本町の防災計画の見直しや推進などに対し、様々な御意見や御指導をいただいております。本来、この改正は、消防本部が発足した直後に行うべきでありましたこととおわび申し上げ、御提案させていただきます。

8ページを御覧ください。

改正後の第4条第5項第6号に、西臼杵広域行政事務組合、消防本部、消防長を追加するものであります。

次に、5のその他、議案集7ページを御覧ください。

議案第41号財産の取得についてであります。本件は、消防用水槽車の購入に伴うものであります。ステンレス水槽の容量が1,500リットル、車両総重量5トン未満の車両購入について4者より見積を徴取し、最低価格者、中村消防防災株式会社日向営業所の見積金額が1,826万円でありましたので、令和5年5月2日に売買の仮契約を行いました。よって、地方自治法第96条第1項第8号及び高千穂町の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（坂本 弘明議員） 続いて、議案第36号、第38号、第40号について、保健センター所長。

○保健福祉総合センター所長（興梠 晶彦所長） それでは、保健福祉総合センター所管の条例議案1件、補正予算1件、その他の議案1件について御説明を申し上げます。

まず、議案第36号高千穂町高額介護サービス費等支払資金貸付基金条例の廃止について御説明を申し上げます。

議案集は3、条例の13ページになります。

本基金は、介護保険事業が始まった当初、介護サービス利用者の給付費が償還払いとなる場合、高額介護サービス費等が支給されるまでの間に、資金が必要な方に対して、高額サービス費等相当額の貸付を行う制度に充てるために設置したものであります。しかしながら、現在は保険者である高千穂町が、保険給付費等を事業者へ直接支払うことができる事業委任払いの制度があり、運用がないため、条例の廃止を提案するものであります。また、本基金は保険料を財源としたものでありますので、処分については、介護給付費準備積立金に積み立てるものであります。

次に、議案第38号、令和5年度高千穂町介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

議案集の4、補正予算31ページを御覧ください。

今回の補正は、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ239万5,000円を減額し、補正後の予算総額を14億7,073万5,000円とするものであります。

補正の内容につきまして御説明いたします。

まず、32ページの歳入ですが、繰入金が239万5,000円の減で、一般会計からの繰入金金の減額であります。

次に、33ページの歳出ですが、総務費が239万5,000円の減で、人事異動に伴う人件費の減額であります。35ページ以降に事項別明細書を添付しておりますので、参考にさせていただきますようお願いいたします。

次に、議案第40号延岡・西臼杵地域成年後見制度利用促進基本計画検討協議会共同設置に係る規約の制定について御説明申し上げます。

議案集は5、その他の3ページからになります。

成年後見制度の利用促進に係る法律第14条第1項により、市町村は地域における成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的・計画的な促進を図るために、令和元年に延岡市と西臼杵3町で中核機関を設置し、令和4年3月1日付で共同で基本計画を策定しています。また、策定した基本計画については、関係機関からの取組状況報告及び協議会委員からの評価・助言を得ながら、必要に応じて追加・修正を行っていくこととしております。

本協議会を設置するに当たり、延岡・西臼杵地域成年後見制度利用促進基本計画検討協議会を地方自治法第252条の7の第1項の規定に基づき、共同設置に係る規約の制定について、議会の議決を求めるものであります。

以上、保健センター所管議案3件につきまして、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（坂本 弘明議員） 続いて、議案第39号について、病院事務長。

○病院事務長（綾 浩樹事務長） それでは、町立病院所管の議案第39号令和5年度高千穂町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）につきまして、御説明いたします。

議案集の4、補正予算の45ページを御覧ください。

今回の補正は、第2条で予算第3条に定めた収益的収支のうち、収入の第2項医業外収益の額を237万円増額し、補正後の病院事業収益を21億1,837万円とするものです。

補正の主なものにつきましては、議案集46ページの予算実施計画補正で御説明します。

収益的収入のうち、病院事業収益の医業外収益の国県補助金の237万円の増額は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金によるものです。47ページ以降に、予定キャッシュフロー計算書、予定貸借対照表を添付しておりますので、併せて御審議のほどよろしく御願いたします。

○議長（坂本 弘明議員） なお、報告2件及び人事案件1件につきましては、町長の説明のとおりでありますので、関係課長の説明は省略します。

以上で、町長提案の日程第5、報告第1号から日程第20、議案第42号までの報告、承認、議案、合計16件について説明が終わりました。

ただいま説明が終わりました議案第42号を除く、議案に対する質疑につきましては、議案熟読の休会を経て、次の会議で行うことといたします。

ここで議案第42号熟読のため、11時30分まで休憩いたします。

午前11時25分休憩

.....

午前11時30分再開

○議長（坂本 弘明議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第20、議案第42号

○議長（坂本 弘明議員） 日程第20、議案第42号高千穂町教育委員会委員の任命同意についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略して採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 異議なしと認めます。よって、議案第42号については、討論を省略

して採決することに決定しました。

これから議案第42号を採決します。本案の採決は、無記名投票で行います。

議場出入口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（坂本 弘明議員） ただいまの議長を除く出席議員数は12名であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に議席番号8番、中島早苗議員、議席番号9番、馬原英治議員、議席番号11番、工藤博志議員の3名を指名します。

念のため申し上げます。本案について賛成の方は投票用紙に「賛成」、反対の方は「反対」と記入をお願いします。

なお、投票に賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により、「否」とみなすことになっておりますので、御承知おきください。

それでは、投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（坂本 弘明議員） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（坂本 弘明議員） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。議席番号1番、藤田利廣議員から議席番号順に順次投票を願います。

.....

1番	藤田 利廣議員	2番	田中 義了議員
3番	佐藤さつき議員	5番	板倉 哲男議員
6番	磯貝 助夫議員	7番	本願 和茂議員
8番	中島 早苗議員	9番	馬原 英治議員
10番	坂本 弘明議員	11番	工藤 博志議員
12番	富高健一郎議員	13番	富高 友子議員
14番	佐藤 定信議員		

.....

○議長（坂本 弘明議員） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これから開票を行います。

中島早苗議員、馬原英治議員、工藤博志議員、開票の立会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（坂本 弘明議員） それでは、開票の結果を報告します。

投票総数12票。これは、先ほどの議長を除く出席議員数に符号しています。

有効投票12票です。有効投票のうち、賛成12票。

以上のとおり、賛成全員であります。したがって、議案第42号高千穂町教育委員会委員の任命同意については同意することに決定しました。

議場出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

日程第21. 議員派遣調査報告について

○議長（坂本 弘明議員） 次に、日程第21、議員派遣調査報告について議題といたします。

まず、総務産業常任委員会行政調査について報告を求めます。

派遣議員代表、藤田利廣議員、登壇願います。

○議員（1番 藤田 利廣議員） 行政調査報告。

令和5年4月18日から4月20日の3日間、行政調査に参りましたので、高千穂町議会会議規則第41条の規定により、報告いたします。

今回の視察は、総務産業委員7名のうち、1名が別件の公務のため不参加となり、委員6名と事務局1名で、4月18日は福岡県大川市公益財団法人筑後川昇開橋観光財団に、4月19日の午前中は福岡市役所に、午後には岩国市役所にて調査をしました。

なお、4月18日と4月19日の午前中までは、執行部の担当職員も参加し、共に学ぶことができました。

初めに、1日目の筑後川昇開橋観光財団から報告します。

ここでは、筑後川昇開橋の保存について調査をしました。

筑後川昇開橋は、昭和10年に開通した、旧国鉄佐賀線の鉄道橋です。当時は通常、橋桁が上がっており、列車が通るときだけ橋桁が下がっていたため、地元住民からは時計代わりになるとして大変親しまれていたようです。歴史的、文化的に重要な近代化遺産であり、平成15年に国の重要文化財に指定されています。現在は遊歩道として通常は橋桁が下がっており、観光客が訪れた際に昇開されています。

次に、保存に至った経過について説明いたします。

昭和62年に佐賀線が廃線となり、昇開橋は撤去される予定でした。そのため、地元の大川市としては、佐賀線跡地の土地をおよそ3億5,000万円で買い取るつもりでした。また、国鉄としては、昇開橋の撤去費用等がおよそ3億5,000万円かかるとの見積りをしていました。

一方で、地元住民から保存の要望がありました。協議の結果、大川市が昇開橋の管理を引き受ける代わりに、佐賀線跡地の土地の無償譲渡を受けることで合意し、昇開橋の保存が決まりました。

次に、筑後川昇開橋観光財団の設立した経過について説明いたします。

筑後川昇開橋は、福岡県大川市と佐賀県諸富町（現在佐賀市）にまたがる鉄橋であるため、維持、管理、運営のためには双方の自治体が関わる必要がありました。そこで、2自治体による鉄橋の保存を円滑に行うために、平成8年、財団法人筑後川昇開橋観光財団を設立し、財団の基本財源として、大川市が佐賀線跡地の土地購入費用として確保していた3億5,000万円を充てました。

次に、財団を運営する財源と支出について説明いたします。

財団の毎年の運営費について、現在、大川市と佐賀市それぞれ630万円を負担した計1,260万円と、資本金3億5,000万円の運用益およそ300万円の、合計1,600万ほどになっています。

財団の支出としては、事務局2名、現在昇開の操作をする操作員が3名、合計5名の人件費が1,000万円ほど、毎年行う点検や電気代などの費用500万円ほど、イベント関連経費100万円ほどとなっています。

次に、昇開橋の保存決定後の改修工事について説明します。

昇開橋の保存決定後に、これまでのところ、大規模な改修を2回行っています。

1回目は、平成5年から平成8年にかけて、歩道橋として活用するために改修工事やライトアップのために照明設置などを行い、事業費は約1,600万円です。この際、大川市と諸富町が半分ずつ、自治体単独で負担しています。

2回目は、平成21年から平成22年にかけて、全面塗装、鋼板の補修を行っており、事業費は約3億円です。

このときには、国の重要文化財に指定されていたため、改修することについて文化庁からの補助を受けることができたそうです。自治体を実施する事業に対する補助率は普通通常50%ですが、民間や一般の団体の場合、最大80%の補助を受けられるとのこと。また、国が補助すれば、県も補助を出すようです。まとめると、3億円の負担割合は、国が80%（2億4,000万円）、福岡県5%（1,500万円）、佐賀県5%、大川市5%、佐賀市5%だそう

です。

なお、海が近く、塩で劣化が早いとのことで、全面塗装は20年ごとにする必要があるとのことでした。

耐用年数について、メンテナンスしても、いつかは撤去をせざるを得ないのではないかと質疑したところ、いつか撤去せざる得ないときが来ることを想定しており、その際は、財団の基本財源である3億5,000万円を撤去の費用に充てるつもりとのことでした。

感想として、筑後川昇開橋の維持管理については、国の重要文化財になっていることが非常にメリットとなっていると感じました。また、昇開橋の撤去についても想定しており、その費用についてもかなりの額を確保していることに驚きました。

本町の高千穂鉄橋についても、維持、管理のために、重要文化財の指定を目指した取組ができなかったかと思いました。また、鉄橋の撤去についても想定と、その費用である程度確保した上で活用すべきではないかとも思いました。

続いて、2日目の午前中の福岡市役所について報告します。

福岡市では、PFIについて調査をしました。

まず、福岡市における官民協働事業の概要を説明します。

福岡市では、高度成長期に整備した公共建物が多数あり、50%以上が築30年以上となっています。一方、少子高齢化の進行により、一般財源の大幅な伸びは期待できません。このような状況の中で、施設の維持・更新費用を確保するため、民間の知恵、資金を活用した官民協働事業（PPP）について平成12年から取り組んでいます。

既に運営中のものから建設中のものまで様々であります。現在、契約中の事業はPFIとして15件、広い意味での官民協働事業を含めるとプラス2件の17件において進行中とのことでした。

PFIの15件の内訳の主なものは、小中学校空調設備4件、給食センター3件、病院1件、総合体育館1件、科学館1件、美術館リニューアル1件などとなっています。

次に、質疑した内容を報告します。

福岡市におけるPFI事業の事業期間という質疑に対しての答弁は、整備に1年から3年、維持管理に15年、トータルで16年から18年の期間が多く、最も長いもので19年9か月とのことでした。事業期間が20年以上となると、将来の大規模修繕について見積りを取ることが困難なため、福岡市では20年以上の事業には取り組んでいないとのことでした。

福岡市では特別目的会社が破綻した事例があるそうだが、そうなった場合の市のリスクはという質疑に対しての答弁は、サービスの提供が止まり、利用者に迷惑をかけたことが最大のリスクであるとのことでした。また、後継事業者を募るコストが発生したそうです。

民間事業者の参加意欲をどのように確認しているかという質疑に対する答弁は、要求水準書を作り公募する前の段階、つまり、基本計画策定時における民間事業者との意見交換が大切であるとのことでした。福岡市の場合、福岡PPPプラットフォームとして、市の建設会社、金融機関などの企業が集まり意見を交換する場があり、計画策定の過程で、民間事業者の参加意欲があると判断できたものについて、公募に向けたアドバイザー業務をしているとのことでした。

なお、PPPプラットフォームは、宮崎の場合、県が同様のプラットフォームを設置しているようなので、活用してみてもどうかとのアドバイスも頂きました。

仮に事業を中止する場合、計画策定、事業者の公募、事業者の選定という流れの中でどこまでが限界かという質疑に対する答弁として、公募するということは事業を実施するという事であり、事業者の都合で事業を中止することは通常ではないとのことでした。公募時の条件として「公募で事業者が決まったとしても、議会の議決が得られなければ、成立しない」といった条件設定も可能とは思いますが、そうした制約のある中で、民間事業者の参加意欲が高まるかどうかは疑問とのことでした。

感想として、高千穂町の鉄道公園の事業では整備に6年、維持管理に30年という長期の計画のため、大規模改善の見積りがどの程度正確なものかが懸念されるのではないかと思います。

また、鉄道公園の事業については、現時点で民間事業者の参加意欲が不明瞭であり、公募前に参加意欲についての調査ができないものかと思いました。

PFI事業における民間事業者の公募まで実施すると基本的には後戻りができないため、事業推進の是非においては、公募前の検討が非常に重要であるため、慎重に進めていただきたいと思っています。

最後に、2日目の午後の岩国市役所について報告します。

岩国市では、錦帯橋の保存について調査をしました。錦帯橋は1673年に建設され、全長193.3メートルの5連の木造橋です。その美しい文化的景観から、1922年に国の名勝に指定されています。現在は錦帯橋は、2001年から2004年に約26億円の事業費をかけ、架け替えられたものです。

錦帯橋の入橋料について報告します。

錦帯橋は、もともとは市道となっていたようですが、1966年に市道から外れました。その際、今後管理・架け替えの財源確保のため、入橋料を条例で決めました。現在の入橋料は大人（中学生以上）が310円、小学生150円となっています。コロナ前では、毎年約60万人が入橋し、収入は1億6,000万円ほどあるそうです。

次に、錦帯橋の毎年の維持管理費とその財源について報告します。

錦帯橋は、錦帯橋課という専門の課が維持管理しており、特別会計を設けています。

令和3年度の決算額で、職員給与を含め1億2,250万円となっており、基本的には入橋料の収入で賄うことができています。将来の架け替えに備えて、基金の積立もしています。令和元年度の基金の残高は、およそ13億5,500万円となっています。

次に、錦帯橋の架け替えの財源について報告します。

2001年から2004年に約26億円の事業費をかけ、架け替えをしています。その財源は、基金繰入れ約16億円、国からの補助約4億円、県からの補助約3,000万円、入橋料などの収入、その他の収入約6億円となっています。

ちなみに、その他の収入6億円の中には、一般寄附金2,600万円、解体材などのオークション収入1,200万円も含まれているそうです。また、一般寄附金の寄附者の65%は岩国市民とのことです。

質疑として、国の名勝の指定を受けているにもかかわらず、錦帯橋の架け替えの際に国からの補助率が低いと思うがなぜかと尋ねたところ、国にも財政事情があるため、要求どおりには補助を受けることができないということではないですかということでした。

感想として、錦帯橋では、橋の維持、保存のために、早期から入橋料を制度化し財源確保に努めており、主に市外から来る観光客からは徴収することで、市の負担が重くならないよう取り組まれており、理想的な形で財源確保が実現できています。

また、架け替えの際には、入橋料や基金だけでなく、市内外からの一般寄附の募集や解体材などのオークションなど、財源確保のため様々な方法に取り組まれている点も、模範にしたい取組だと感じました。

高千穂鉄橋についても、保存、改修のため、様々な方法による財源確保を検討すべきではないかと感じました。

最後に、今回の行政調査に御協力頂きました関係者の皆様に心からお礼と感謝を申し上げ、行政調査の報告といたします。

○議長（坂本 弘明議員） 次に、文教厚生常任委員会行政調査について報告を求めます。

派遣議員代表、佐藤さつき議員、登壇願います。

○議員（3番 佐藤さつき議員） 行政調査報告書。

高千穂町議会規則41条の規定により、文教厚生委員会の行政調査報告を行います。

今回の文教厚生常任委員会の行政調査は、4月26日から28日までの3日間、文教厚生常任委員6名うち1名体調不良で欠席のため5名、事務局1名が参加し、千葉県において視察研修を行いました。

今回の行政調査は、本町の課題である学校跡地対策、及び、今年度から本町が取り組む予定である地元産の減農薬米を使用した学校給食や、有機野菜についても学校給食に取り入れて成功し

ている事例について、成果を上げている自治体の現状を調査し、本町の事業に生かすことを目的として行いました。

1 日目、千葉県香取郡多古町にある旧常盤小学校をグランピング施設に再利用した T A C O G L A M P で、役場の担当課 5 名と企業の責任者 1 名参加の下、研修を行いました。

多古町は県の北東部に位置し、人口 1 万 3, 6 8 3 人、世帯数 5, 9 8 9 世帯、6 5 歳以上 4, 9 3 6 人、基幹産業は米、大和芋を主とした農業の町です。多古町も少子高齢化の影響で人口が減少傾向にあり、2 0 年間で 3 校が廃校となりました。

町としては、跡地の利活用に当たり利用者を公募したところ、県内のほかの地区で廃校跡をグランピング施設とした利活用に成功している民間の会社から応募があり、施設運営を任せたといい経緯となっています。

旧常盤小学校は、築 3 0 年弱で比較的新しく、リノベーションがしやすかったこと、敷地が 3 万平方メートルと広大で、プールの傷みがなかったこと、立地的に成田空港から 2 0 分圏内ということで民間企業が注目したとのことでした。

多古町は月 2 4 万円の収益、2 0 年間の契約のみで、改修費や運営費は全て民間企業の経費となっています。企業は、改修費として 1, 0 0 0 万円を目標にクラウドファンディングを募りました。目標には届かない約 3 0 0 万円という額でしたが、クラウドファンディングを行ったことで、オープン前にインターネット上で予想以上の宣伝効果が生まれ、運営が好調な要因となりました。

令和 5 年 3 月にオープンしたばかりでしたが、予約は増加中で、地元雇用も生まれ、今まで観光地として知名度がなかった地域が、グランピングリゾート地としてにぎやかさを増してきたと説明を受けました。企業の代表者の方自ら説明をされたので、せっかくですので、本町も廃校の物件があることを伝え、ぜひ検討をしていただくようお願いして、研修を終えました。

2 日目は、同県いすみ市いすみ市役所において、本年度より本町が取組をスタートする予定である、学校給食における有機給食についての行政調査を行いました。

いすみ市は千葉県の南東部に位置し、太平洋に面しており、人口 3 万 5, 6 5 1 人、世帯数は 1 万 6, 9 3 9 世帯、基幹産業は米、野菜、畜産を中心とした農業ですが、近海に良好な漁場を有しているので、イセエビは日本一の水揚げ量となっています。

いすみ市が有機給食を取り入れることになった経緯は、2 0 1 2 年、当時の兵庫県豊岡市長が環境保全の対策の 1 つとして「コウノトリと共生するまちづくり」の声を上げました。その事業にいすみ市長が感銘を受けたことが、発端とのことでした。

いすみ市では、豊岡市をモデルに「生物多様性」と「水稻」の 2 部門による協議会を設立。会長を副市長、副会長を J A 組合長、担当は農林課が行うとしました。しかし、この時点では、有

機農業者はゼロという現状でした。当時の担当職員の思いは、将来、いすみ市が農業で生き残るためには特色を持たなければ衰退してしまうという強い危機感があり、協議会では、有機農業を通して、将来どのような地域を目指すのかという話し合いを何度も重ねたとのことでした。

その過程で、我が国の農業や食を取り巻く現状は深刻であること、とりわけ、時代を担う子供たちの食が脅かされていることなどの現状を重く受け止めるようになり、もともと環境保全や農産物のブランド化を意図して始まったいすみ市の有機稲作の協議会は、これを機に、子供たちの食生活改善に向けられていきました。

その後、水稻の有機栽培に挑戦するも失敗。その3年後、有機米4トン収穫に成功し、取組開始から4年かけて、学校給食に導入できました。その2年後の2017年、ようやく学校給食の全量に当たる42トンの有機米を提供するとともに、有機JAS認証取得を開始し、産地形成が実現し、担当職員も感無量の感想を話されました。翌年の2018年、有機野菜部門を設立、学校給食に向けた有機野菜の生産と、産地化の取組がスタートし、現在、有機野菜の供給が8品目になっているとのことでした。

有機食材使用の学校給食にする中での苦労は、価格帯が高いため、どうしても財政的支援が必要となることです。そのためには、目的や必要性が厳しく問われ、地域全体にどのような好ましい状況を生むのかなど、関係者に理解していただくことが重要とのことでした。

いすみ市では、農家をはじめ環境団体や事業者、市民、市役所が一堂に会する、環境と経済の両立を目指す協議会があり、この会を中心に総合的な観点で学校給食について必要性や可能性を議論し、最終的に、有機農産物の学校給食を進めることは自分たちの地域をどのようにしていきたいのかの答えとなったそうです。

学校給食を有機米にすることでの成果は、給食の残食が減ったこと、化学肥料や農薬を使用しないことで生態系が守れ、自然環境に変化が現れたこと、価格帯が高いため農家の安定所得につながっていること、さらに、地域の子供たちを自分たちの作った有機農産物で安全に育てているという誇りが感じられているとのことでした。

行政調査を行う前に私たちがいすみ市の取組について予測した考えは、有機給食を行うことで、人口減少対策として移住促進や、教育の柱の1つとして、子供たちの食の安全を守ることが目的としての有機給食の取組とっていました。しかし、いすみ市では、将来を見据えて地域の農業を守りたいという熱い思いや、生態系を守り自然環境を保護することが発端であり、その先に得られた手段の結果であったということでした。

地域全体を巻き込み取り組んだことが、結果的には全国でも有名な有機給食の地域として知名度が上がり、子育て世代の人口増加を生み、現状にとどまらず地域住民が将来に向けて次の企画を当たり前のようにチャレンジするなど、住民の意識改革にもつながっています。ぜひ本町でも

参考にして、高千穂町全体のメリットになるように努めていただきたいと思います。

最後に、前回の定例会、今回の定例会と、二度とも廃校の利活用について多様な方法を行政調査報告させていただきました。財政的な問題が関わりますが、成功事例のほとんどは、行政、企業、住民など巻き込んで、納得いくまで協議を行い、共通理解の下、進められた取組です。町民の身近にある施設が町民の生活環境改善のために早急に利活用される事例が1つでもあることで、町民に明るい話題が提供できます。ぜひ、職員の方々には、調査報告の事例など生かして、自分なりの考えで提案していただいて、生活環境に関する現状の課題を解決していただくことを切に願います。

今回、本町の課題解決に向けて調査した内容は、今後の議会活動に生かすとともに、本町の発展に役立てたいと思います。今回の行政調査に御協力頂いた関係各位の皆様にお礼と感謝を申し上げ、文教厚生常任委員会の調査報告といたします。

文教厚生委員会副委員長、佐藤さつき。

○議長（坂本 弘明議員） 以上で、議員派遣調査報告を終わります。

○議長（坂本 弘明議員） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしましたので、これにて散会します。

○事務局長（須藤 浩文事務局長） 御起立をお願いします。一同、礼。

〔起立・礼〕

午後0時11分散会
